

法令および定款に基づく
インターネット開示事項

シマダヤ株式会社の
最終事業年度にかかる計算書類等

株式会社メルコホールディングス

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi_soukai.html)

事業報告

(自 2016年4月1日)
(至 2017年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業業績や雇用情勢に改善の動きが見られ、緩やかな景気回復基調で推移したものの、個人消費の回復には期待したほどの効果がなく、先行きは依然として不透明な状況にあります。また、食品業界全般では、食の「安全・安心」をめぐるお客様の関心の高まりや、国内人口の減少により縮小していく市場への対応などが、重要な課題となっております。

生めん業界におきましては、お客様の価格志向が依然として根強い中、原材料・資材価格の変動や、物流コスト・人件費の上昇など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下で、当社は創業90周年である2021年度を最終年度と見据え、連結経営を重視したシマダヤグループ中期経営計画「SCG90 (Shimadaya Change & Growth 90)」を策定し、基本方針として「経営資源を成長・生産分野に集中し、グループ全体の経営基盤を強化する」を掲げてまいりました。その初年度である当期は、売上・シェア拡大への転換を経営方針とし、成長3分野と位置付けた「業務用」「調理麺」「海外」の事業拡大と、当社グループの基盤である関東エリアの売上・シェア拡大に取り組んでまいりました。

販売面につきましては、チルドめんでは、日配売場仕様への全面改訂を実施し簡便性を追求したカップ「流水麺」の発売により「流水麺」ブランドが過去最高売上高を更新したことに加え、デリカ調理型商品をシマダヤブランドとして本格投入したことにより、チルドめん事業トータルの売上高は245億29百万円（前期比13.5%増）となりました。家庭用冷凍めんは、健康価値を追求した新商品の食塩ゼロ 稲庭風細うどん3食・食塩ゼロ 藪そば3食が拡大し、売上高は7億53百万円（前期比1.2%増）となりまし

た。業務用冷凍めんは、「太鼓判」シリーズ・ゆであげ生パスタシリーズが共に拡大し、売上高は108億11百万円（前期比4.0%増）となりました。

以上の結果、当期における売上高は360億93百万円（前期比10.2%増）となりました。

利益面につきましては、「流水麺」ブランド等の付加価値商品拡充と原材料・資材のコストダウン等により営業利益は16億86百万円（前期比2.8%増）、経常利益は18億円（前期比3.7%増）と増収増益となりました。当期純利益は、生産子会社への貸与資産の減損損失等もあり、10億96百万円（前期比0.7%減）となりました。

また、当期の連結業績は、売上高は372億78百万円（前期比1.1%増）となり、グループ生産子会社の採算改善の影響により営業利益は22億7百万円（前期比66.6%増）、経常利益は22億20百万円（前期比63.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億71百万円（前期比151.7%増）と増収増益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は2億21百万円で、子会社への貸与生産設備及びシステム関連設備に係る投資が主なものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済は雇用・所得環境の改善により景気の緩やかな回復が期待されるものの、米国経済の不確実性や不安定な為替相場など、先行きが不透明な状況であります。食品業界におきましては、生産年齢人口の減少による生産工場での人手不足が深刻化する一方、「健康」「簡便」「個食」を軸とした食品に対するニーズは高まっており、お客様の要望に応えられる付加価値商品は、市場を拡大する可能性を持っております。

このような環境下で当社は、シマダヤグループ中期経営計画2年目の経営方針として、成長軌道に合わせた生産性を実現するために、グループ全体で働き方改革に取り組み、持続的成長を目指してまいります。従来の働き方を見直し、生産性向上と労働時間短縮に取り組むとともに、成長が期待される分野や関東エリア・西日本エリアを柱に売上・シェアを拡大し、「健康」「簡便」「個食」商品の企画・開発・店頭化のスピードを上げてまいります。また生産・物流体制の再編及び生産の自動化・能力アップへの投資を断行し、競争力を強化してまいります。「安全・安心」につきましては引き続きシマダヤグループ全体で追求し、お客様からの信頼を一層高められるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第59期 2014年 3 月期	第60期 2015年 3 月期	第61期 2016年 3 月期	第62期 2017年 3 月期
売 上 高(百万円)	33,856	32,907	32,732	36,093
経 常 利 益(百万円)	1,738	1,806	1,735	1,800
当期純利益(百万円)	1,071	1,179	1,104	1,096
1株当たり当期純利益(円)	85.99	94.68	88.68	88.01
総 資 産(百万円)	21,978	25,955	25,812	25,797
純 資 産(百万円)	15,108	15,987	16,868	17,648

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社はありません。連結子会社は12社であります。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
中野食品株式会社	100,000千円	100.0%	麺類の製造販売
宮城シマダヤ株式会社	100,000千円	100.0%	麺類の製造販売
中部シマダヤ株式会社	100,000千円	100.0%	麺類の製造販売
埼玉シマダヤ株式会社	98,800千円	100.0%	麺類の製造販売
高砂食品株式会社	93,750千円	100.0%	麺類の製造販売
エス・エス・デリカ株式会社	90,000千円	100.0%	麺類の製造販売
株式会社群麺センター	90,000千円	100.0%	麺類の製造販売
シマダヤ近畿株式会社	90,000千円	100.0%	麺類の製造販売
東京シマダヤ株式会社	50,000千円	100.0%	麺類の製造販売
シマダヤ商事株式会社	20,000千円	100.0%	リース業及び日用品雑貨販売
株式会社千鳥屋製麺所	46,000千円	100.0%	麺類の製造販売
シマダヤインターナショナル株式会社	70,000千円	66.0%	食料品の販売

- (注)1. 当社の連結子会社である丸中製麺株式会社と寿製麺株式会社は、2016年4月1日付けで合併し、シマダヤ近畿株式会社となりました。
2. 当社は、2016年7月27日付けで、高砂食品株式会社の株式を追加取得し、同社は議決権比率100.0%の連結子会社となりました。
3. 当社の連結子会社であるシマダヤインターナショナル株式会社は、2016年10月3日に設立し、同社の議決権比率は66.0%であります。

(7) 主要な事業内容

当社は麺類の総合メーカーとして、ゆで麺、生麺、LL麺、冷凍麺等を主要な商品として研究開発・販売しております。

(8) 主な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都	ロジスティクスセンター	東 京 都	名古屋支店	愛 知 県
開発研究所	東 京 都	東北支店	宮 城 県	大阪支店	大 阪 府

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	243名	△7名	43.1歳	18.1年
女 子	63名	1名	36.7歳	13.3年
合計又は平均	306名	△6名	41.8歳	17.1年

(注) 上記従業員数には、パートタイマー12名は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	540,000千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	450,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	270,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	180,000千円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	135,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 12,500,000株
(自己株式42,100株を含む)
- (2) 株主数 63名

(3) 大株主上位10名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ キ ス	5,558千株	44.61%
株式会社メルコホールディングス	2,837千株	22.77%
双 日 株 式 会 社	1,880千株	15.09%
牧 順	1,000千株	8.02%
牧 実	207千株	1.66%
株 式 会 社 マ ッ ク	107千株	0.86%
濱 崎 清 美	77千株	0.61%
杉 山 恵 美	70千株	0.56%
久 保 田 徳 子	60千株	0.48%
内 木 孝 司	60千株	0.48%

(注) 持株比率は自己株式(42,100株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社と株式会社メルコホールディングスは、2017年3月21日付けで、当社の株式会社メルコホールディングスによる株式交換を通じての完全子会社化に関する基本合意書を締結いたしました。

3. 会社役員に関する事項
 (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牧 実	
代表取締役社長	木 下 紀 夫	監査室管掌
常務取締役	佐 藤 年 昭	中野食品株式会社 代表取締役社長
常務取締役	小 原 伸 之	開発研究所長
常務取締役	相 馬 紳 一 郎	人事総務部長、経理部管掌
取締役	相 澤 享	生産・物流本部長、業務部管掌
取締役	岩 田 功	業務用営業本部長
取締役	岡 田 賢 二	マーケティング本部長、家庭用営業本部管掌
取締役(非常勤)	松 尾 民 男	株式会社メルコホールディングス取締役副社長
監査役(常勤)	新 井 満	
監査役(常勤)	豊 岡 誠 史	
監査役(非常勤)	福 田 敏 裕	公認会計士、税理士

- (注) 1. 松尾民男氏は、社外取締役であります。
 2. 豊岡誠史及び福田敏裕の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役福田敏裕氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 179,250千円 (うち社外取締役 -名 -千円)
 監査役 4名 21,750千円 (うち社外監査役 3名 9,750千円)

- (注) なお、報酬等の額には、第62回定時株主総会において決議予定の取締役8名の役員賞与25,140千円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（非常勤）松尾民男氏は、株式会社メルコホールディングス取締役副社長を兼務しておりますが、同社は当社の取引先ではありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
非常勤取締役 松尾民男	取締役任期期間中の取締役会13回の全てに出席し、適宜質問し、必要な発言を行っております。
常勤監査役 豊岡誠史	監査役任期期間中の監査役会4回の全てに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。また監査役任期期間中の取締役会10回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
非常勤監査役 福田敏裕	監査役任期期間中の監査役会6回の全てに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。また監査役任期期間中の取締役会13回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 11,500千円
- ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 11,500千円

(注)当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合、解任又は不再任とします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の経営コンセプトに則った「シマダヤグループ行動規範」を定め、全役員、使用人及びグループ会社に周知徹底する。グループ会社とは、連結子会社及び持分法適用会社のことをいう。
- イ. 適正な財務報告の作成を全社的に推進する体制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- ウ. 取締役会規程、経営会議規程及び決裁権限規程等に基づき適切な経営を維持し、取締役相互の意思疎通を図り法令、定款遵守の体制を確保する。
- エ. 取締役相互の監視責任を自覚し、取締役の法令、定款の違反行為を未然に防止することに万全を期す。万一、法令違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告しその是正を図る。
- オ. 管理部門担当役員をコンプライアンス全体の総責任者とし体制の構築、整備及び維持を行う。また法令違反や不正などコンプライアンスに抵触する行為を早期に発見し是正するために内部通報制度を設け、法令遵守の体制を確かなものにする。
- カ. 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その活動の適法性及び健全性を確保するため、内部監査担当部門による監査を継続的に行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役職務執行状況が確認できるよう、各種会議（取締役会、経営会議等）の議事録及び稟議書等の文書について法令・社内規程等に基づき適切に保存及び管理し、常時閲覧できる体制を維持する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、経営方針、経営計画などの重要事項について検討し決定する。また、経営会議を原則月2回以上開催し、業務執行に関する意思決定及びその情報の共有を行い適正かつ効率的な業務の推進を行う。
- イ. 取締役会、経営会議の決定に基づく業務執行については、取締役及び使用人の役割分担、組織管理、業務分掌規程などを適宜見直し、効率的な業務執行ができるような体制を整備する。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社企業活動に係るリスクを把握し、発生確率、影響度を評価した上で優先順位を付け、リスクの発生を未然に防止するための対策、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について検討する。
- イ. 当社経営に重大な影響を与える危機に直面した時、社長を最高責任者とする危機調査委員会・緊急事態対策本部の設置などを定めた「危機管理マニュアル」に従い、迅速且つ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。

⑤当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ア. グループ会社との定期的情報交換（グループ幹部会等）、人事交流等により連携を深めグループ経営の体制を構築する。
- イ. グループ会社管理規程に基づき、グループ会社に対し、重要事項について当社への決裁、報告を求め、グループ会社全体の法令、定款遵守の体制、リスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備する。
- ウ. グループ会社管理規程を適宜見直し、グループ会社の取締役及び使用人が効率的な業務執行ができる体制を整備する。
- エ. 当社とグループ会社間の不当な取引（重要な非通例的取引）を防止する体制を整備する。

(2) 監査役の業務の適正を確保するための体制並びに実効的に行われることを確保するための体制

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人の指示の実効性に関する事項

- ア. 監査役が職務を実効的に行うため補助使用人を求めた場合、取締役会はその設置の可否等につき検討する。
- イ. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該補助使用人の人事及びその他の変更について事前の監査役の同意を要するものとする。
- ウ. 監査役は補助使用人に対する指揮命令に関し、当該補助使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

②当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令、定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告する。
- イ. グループ会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、グループ会社は内部監査担当部門に報告する。内部監査担当部門は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。
- ウ. 監査役及び内部監査担当部門への報告を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備状況等について意見交換を行う。
- イ. 監査役監査を効果的なものにするため、監査役と内部監査担当部門は計画的・定期的に情報交換を行い、連携を深める。
- ウ. 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。
- エ. 監査役が必要とする場合には、当社と契約している弁護士、公認会計士とは別に、監査役独自の立場で相談できる外部の弁護士、公認会計士等と契約ができることとし、この費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要報告

(1) 法令及び定款への適合を確保するための体制

- ①当社は取締役会で決議した内部統制システムの構築に関する基本方針を社内イントラネットに掲示し、内容の周知を図っております。
- ②取締役会規程に則り、取締役会を13回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について相互監視を行っております。
- ③取締役会規程にて、取締役会で決定あるいは承認すべき事項を明確にするとともに、取締役会に対する取締役の職務執行に関する報告事項を明確に定めております。
- ④当社及びグループ会社にて内部通報規程を定め、社内イントラネット及び社内掲示板等に掲示して従業員に周知を図っております。
- ⑤当社グループでは、当社グループのあらゆる事業活動において優先されるものとして、「シマダヤグループ行動規範」を定め、当社及びグループ会社の事業所への掲示や、取締役及び従業員への配布等により、当社グループ内での周知を実施しております。また、新たに入社した従業員に対して、コンプライアンスに関する研修を実施し、「シマダヤグループ行動規範」の周知・徹底を図っております。
- ⑥内部監査担当部門である監査室は、年間計画に基づき、当社及びグループ会社の事業活動が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているかを監査するとともに、部門及びグループ会社への助言・勧告を行っております。

(2) 情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会をはじめとする重要な会議や決裁権限規程に基づいて決裁した文書の記録について、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

(3) 効率的な職務執行を確保するための体制

- ①取締役会において、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。
- ②重要な業務執行等の意思決定等については、決裁手続が電子化されており、迅速・効率的な管理体制を構築しております。

(4) 損失の危険の管理に関する体制

- ①食品製造における商品の安全を確保するための取り組みとして、グループ工場においてFSSC22000の認証を推進しております。(2016年度末で9工場が認証取得済み)
- ②「危機管理マニュアル」を策定し、重大な危機が生じた場合には社長を最高責任者とする危機調査委員会・緊急事態対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。
- ③部門別のリスクマネジメントとして、企業活動に係るさまざまなリスク

の発生を予防するとともに、万一リスクが発生した場合に被害を最小化するための取り組みを行っております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社管理規程を制定し、当社が決裁すべきと定められたグループ会社の重要事項及び当社が報告を受けるべきグループ会社の重要事項を明確化しております。
- ②グループ会社へは当社から取締役や監査役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期的開催することによってグループ会社の経営監督を行っております。
- ③グループ会社における設備投資等の重要事案は、当社取締役会や経営会議に付議され、グループ会社の重要な業務執行についての報告を受けております。
- ④四半期報告会・進捗対策会議において、毎月1回グループ会社から業務執行状況の報告を受けております。

(6) 監査役の実効的な監査を確保するための体制

- ①監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や内部監査を担当する部門の監査結果等を通じて、取締役及び従業員の業務執行状況について関連法令・定款及び社内規程等に基づき監査を実施しております。また、監査役は代表取締役とその内容について定期的に意見交換を行っております。
- ②監査役は、当社及びグループ会社の取締役及び従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。また、内部監査担当部門と監査役との間で定期的に情報交換を行い連携しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

備 考

この事業報告中に記載の金額は消費税等控除後の金額であり、記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,515,993	流動負債	5,947,249
現金及び預金	3,524,582	支払手形	12,938
売掛金	5,031,611	買掛金	1,812,361
商品	649,079	一年以内返済予定長期借入金	700,000
貯蔵品	8,855	リース債務	20,976
前払費用	31,761	未払金	2,040,112
繰延税金資産	107,318	未払法人税等	315,334
短期貸付金	2,964,515	未払消費税等	94,212
未収入金	1,236,489	未払費用	725,532
その他	14,243	預り金	15,624
貸倒引当金	△52,463	賞与引当金	176,668
		役員賞与引当金	25,140
		設備関係支払手形	8,347
固定資産	12,281,375	固定負債	2,201,314
有形固定資産	3,781,203	長期借入金	875,000
建物	1,305,748	リース債務	2,952
構築物	91,593	再評価に係る繰延税金負債	147,463
機械及び装置	445,226	退職給付引当金	1,047,047
車両運搬具	245	その他	128,851
工具器具備品	25,907	負債合計	8,148,564
土地	1,887,960	純資産の部	
リース資産	22,690	株主資本	17,198,539
建設仮勘定	1,830	資本金	1,000,000
無形固定資産	202,271	資本剰余金	661,000
ソフトウェア	200,120	資本準備金	661,000
その他	2,150	利益剰余金	15,566,602
投資その他の資産	8,297,900	利益準備金	250,000
投資有価証券	815,905	その他利益剰余金	15,316,602
関係会社株式	2,896,217	固定資産圧縮積立金	4,638
出資金	573	土地圧縮積立金	257,189
関係会社出資金	10,310	配当積立金	553,250
長期貸付金	4,056,170	別途積立金	7,001,000
繰延税金資産	134,247	繰越利益剰余金	7,500,524
保険積立金	250,720	自己株式	△29,062
敷金	69,734	評価・換算差額等	450,265
保証金	63,193	その他有価証券評価差額金	282,417
その他	830	土地再評価差額金	167,847
資産合計	25,797,368	純資産合計	17,648,804
		負債及び純資産合計	25,797,368

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2016年 4月 1日)
(至 2017年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	36,093,032
売 上 原 価	24,587,916
売 上 総 利 益	11,505,116
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,818,311
営 業 利 益	1,686,804
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	71,933
受 取 配 当 金	16,764
そ の 他	47,828
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,245
そ の 他	11,493
経 常 利 益	1,800,592
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,465
保 険 解 約 益	4,282
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	255
固 定 資 産 除 却 損	4,514
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48,039
減 損 損 失	81,199
税 引 前 当 期 純 利 益	1,674,330
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	579,000
法 人 税 等 調 整 額	△1,042
当 期 純 利 益	1,096,372

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2016年4月1日)
(至 2017年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	その他利益剰余金	
				固定資産 圧縮積立金	土地圧縮 積立金
当 期 首 残 高	1,000,000	661,000	250,000	2,369	257,189
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩				2,268	
当 期 純 利 益					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	2,268	-
当 期 末 残 高	1,000,000	661,000	250,000	4,638	257,189

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
	配当 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	553,250	7,001,000	6,717,867	14,781,676	△29,062	16,413,614
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△311,447	△311,447		△311,447
固定資産圧縮積立金の取崩			△2,268	-		-
当 期 純 利 益			1,096,372	1,096,372		1,096,372
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	782,656	784,925	-	784,925
当 期 末 残 高	553,250	7,001,000	7,500,524	15,566,602	△29,062	17,198,539

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	287,113	167,847	454,960	16,868,575
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△311,447
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当 期 純 利 益				1,096,372
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,695	-	△4,695	△4,695
当期変動額合計	△4,695	-	△4,695	780,229
当 期 末 残 高	282,417	167,847	450,265	17,648,804

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額の処理方法：全部純資産直入法

売却原価の算定方法：総平均法

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

構築物 3年～35年

機械及び装置 4年～12年

工具器具備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生している額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 2016年6月17日）を当事業年度に適用し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	541,290千円
土	地	1,153,958千円
	計	1,695,249千円

(2) 担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	440,000千円
長期借入金	250,000千円
計	690,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,991,829千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,223,774千円
長期金銭債権	4,056,170千円
短期金銭債務	1,697,267千円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3項に定める、地方税法第341条第10号の土地の課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法により算出

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△454,202千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	314,507千円
仕入高	23,153,327千円
その他の営業費用	450,274千円
営業取引以外の取引高	100,507千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(経緯)

(株群麵センター設置の蒸練麵生産設備については、廃棄に関する意思決定を行い、減損損失を認識しております。

(減損損失の金額)

種類	金額 (千円)
機械及び装置	78,126
工具器具備品	667
貯蔵品	1,006
その他	1,400
合計	81,199

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	42,100株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)

未払事業税	16,400千円
賞与引当金	54,520千円
貸倒引当金	16,190千円
その他	20,208千円
繰延税金資産 (流動) 合計	107,318千円

繰延税金資産 (固定)

退職給付引当金	320,681千円
長期未払金	19,775千円
減損損失	25,093千円
その他	146,897千円
評価性引当額	△144,469千円
繰延税金資産 (固定) 合計	367,977千円

繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△118,174千円
固定資産圧縮積立金	△2,049千円
土地圧縮積立金	△113,507千円
繰延税金負債（固定）の合計	△233,730千円
繰延税金資産（固定）の純額	134,247千円
繰延税金資産合計	241,565千円

上記以外に土地再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

土地再評価に係る繰延税金資産	
土地再評価に係る繰延税金資産	50,914千円
評価性引当額	△50,914千円
土地再評価に係る繰延税金資産合計	- 千円

土地再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価に係る繰延税金負債	△147,463千円
土地再評価に係る繰延税金負債の純額	△147,463千円

（追加情報）

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	双日㈱	(被所有) 直接15.09 間接 —	原材料の仕入・出向者の受入	原材料の譲受等	3,659,317	未払金	283,127

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 原材料の仕入価格は市場価格を勘案し、その都度価格交渉の上決定しております。
- (2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	中野食品(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員 の兼任	商品の仕入	2,922,099	買掛金	229,169
				原材料の譲渡等	951,069	未収入金	64,854
				資金の返済	630,835	短期貸付金	706,480
				資金の貸付	470,000	長期貸付金	1,422,185
				利息の受取	19,418	—	—
子会社	宮城シマダヤ(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員 の兼任	商品の仕入	3,109,645	買掛金	300,405
				原材料の譲渡等	1,734,814	未収入金	268,084
				資金の返済	543,610	短期貸付金	481,930
				資金の貸付	410,000	長期貸付金	323,830
				利息の受取	7,595	—	—
子会社	中部シマダヤ(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員 の兼任	商品の仕入	1,511,309	買掛金	146,455
				原材料の譲渡等	841,702	未収入金	79,899
				資金の返済	123,700	短期貸付金	63,300
				資金の貸付	120,000	長期貸付金	79,800
				利息の受取	1,685	—	—
子会社	埼玉シマダヤ(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員 の兼任	商品の仕入	2,167,398	買掛金	210,671
				原材料の譲渡等	1,136,234	未収入金	103,606
				資金の返済	276,760	短期貸付金	297,975
				資金の貸付	190,000	長期貸付金	333,105
				利息の受取	8,040	—	—
子会社	高砂食品(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・役員 の兼任	商品の仕入	4,041,548	買掛金	298,186
				原材料の譲渡等	3,006,723	未収入金	225,462
子会社	エス・エス・デリカ(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員 の兼任	商品の仕入	1,745,025	買掛金	144,765
				原材料の譲渡等	914,607	未収入金	78,212
				資金の返済	355,670	短期貸付金	280,080
				資金の貸付	350,000	長期貸付金	343,590
				利息の受取	6,209	—	—
子会社	株群麵センター	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員 の兼任	商品の仕入	2,680,688	買掛金	39,941
				原材料の譲渡等	1,493,833	未収入金	115,663
				資金の返済	403,140	短期貸付金	331,220
				資金の貸付	394,000	長期貸付金	659,640
				利息の受取	12,001	—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	シマダヤ近畿(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員の兼任	商品の仕入	1,800,184	買掛金	62,876
				原材料の譲渡等	809,805	未収入金	56,645
				資金の返済	557,230	短期貸付金	470,450
				資金の貸付	370,000	長期貸付金	475,030
				利息の受取	9,886	—	—
子会社	東京シマダヤ(株)	(所有) 直接100.0 間接 —	当社商品の製造・資金の援助・役員の兼任	商品の仕入	2,674,448	買掛金	184,006
				原材料の譲渡等	1,577,436	未収入金	105,801
				資金の返済	117,460	短期貸付金	133,610
				資金の貸付	—	長期貸付金	135,340
				利息の受取	3,083	—	—
子会社の 子会社	㈱千鳥屋製麵所	(所有) 直接 — 間接100.0	当社商品の製造・資金の援助・役員の兼任	商品の仕入	420,540	買掛金	40,097
				原材料の譲渡等	312,342	未収入金	26,704
				資金の返済	161,520	短期貸付金	199,470
				資金の貸付	225,000	長期貸付金	283,650
				利息の受取	3,986	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社商品の価格は当社商品の市場価格並びに原価構成を勘案して決定しております。
- (2) 原材料の仕入価格は原則当社の原価において支給しております。
- (3) 中野食品(株)、宮城シマダヤ(株)、中部シマダヤ(株)、埼玉シマダヤ(株)、エス・エス・デリカ(株)、(株)群麵センター、シマダヤ近畿(株)、東京シマダヤ(株)及び、(株)千鳥屋製麵所に対する貸付については市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (4) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,416円68銭
1株当たり当期純利益	88円01銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月8日

シマダヤ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石井 操 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 桐山 武志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、シマダヤ株式会社の 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの第 62 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、幹部会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

監査役会を定期的で開催し、各監査役の活動状況、活動結果の報告と情報の共有、意見交換を行いました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役や各部門の責任者に意見を伝えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年5月17日

シマダヤ株式会社 監査役会

常勤監査役	新井 満	㊟
常勤監査役（社外監査役）	豊岡誠史	㊟
社外監査役	福田敏裕	㊟

連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,052,600	流動負債	5,730,195
現金及び預金	4,706,854	支払手形及び買掛金	273,380
受取手形及び売掛金	5,088,987	短期借入金	809,156
商品及び製品	703,758	未払金	2,403,846
原材料及び貯蔵品	246,531	未払費用	1,126,103
繰延税金資産	110,982	未払法人税等	403,048
未収入金	208,807	賞与引当金	383,601
その他	68,946	役員賞与引当金	25,140
貸倒引当金	△82,267	その他	305,918
固定資産	14,965,394	固定負債	2,974,031
有形固定資産	12,734,907	長期借入金	901,569
建物及び構築物	4,681,637	繰延税金負債	121,754
機械装置及び運搬具	4,279,243	再評価に係る繰延税金負債	147,463
土地	3,554,567	退職給付に係る負債	1,647,701
その他	219,459	その他	155,543
無形固定資産	527,179	負債合計	8,704,226
のれん	279,628	純資産の部	
その他	247,551	科 目	金 額
投資その他の資産	1,703,307	株主資本	16,841,014
投資有価証券	1,033,027	資本金	1,000,000
長期貸付金	29,342	資本剰余金	850,254
繰延税金資産	143,346	利益剰余金	15,019,822
その他	524,341	自己株式	△29,062
貸倒引当金	△26,750	評価・換算差額等	451,687
資産合計	26,017,995	その他有価証券評価差額金	304,460
		土地再評価差額金	167,847
		退職給付に係る調整累計額	△20,619
		非支配株主持分	21,066
		純資産合計	17,313,768
		負債及び純資産合計	26,017,995

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2016年4月1日)
(至 2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		37,278,769
売上原価		24,587,042
売上総利益		12,691,727
販売費及び一般管理費		10,484,273
営業利益		2,207,453
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,511	
その他の	62,273	77,785
営業外費用		
支払利息	13,089	
その他の	52,014	65,104
経常利益		2,220,134
特別利益		
固定資産売却益	623	
投資有価証券売却益	3,585	
保険解約益	49,457	
国庫補助金収入	8,886	62,554
特別損失		
固定資産売却損	761	
固定資産除却損	67,381	
投資有価証券評価損	48,039	
減損	89,289	205,472
税金等調整前当期純利益		2,077,216
法人税、住民税及び事業税	711,973	
法人税等調整額	△3,176	708,796
当期純利益		1,368,419
非支配株主に帰属する当期純利益		△2,733
親会社株主に帰属する当期純利益		1,371,153

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2016年4月1日)
(至 2017年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000,000	708,650	13,960,116	△29,062	15,639,703
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△311,447		△311,447
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,371,153		1,371,153
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		141,604			141,604
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	141,604	1,059,706	-	1,201,310
当 期 末 残 高	1,000,000	850,254	15,019,822	△29,062	16,841,014

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	320,887	167,847	△35,667	453,067	400,692	16,493,463
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△311,447
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,371,153
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△398,854	△257,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16,427	-	15,047	△1,379	19,228	17,849
当期変動額合計	△16,427	-	15,047	△1,379	△379,625	820,305
当 期 末 残 高	304,460	167,847	△20,619	451,687	21,066	17,313,768

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

中野食品(株)、宮城シマダヤ(株)、中部シマダヤ(株)、埼玉シマダヤ(株)、高砂食品(株)、エス・エス・デリカ(株)、(株)群麺センター、シマダヤ近畿(株)、東京シマダヤ(株)、シマダヤ商事(株)、(株)千鳥屋製麺所、シマダヤインターナショナル(株)

連結範囲の変更

1) 丸中製麺(株)及び寿製麺(株)は、丸中製麺(株)を存続会社とする吸収合併(合併期日:2016年4月1日)を行っているため、寿製麺(株)は、連結の範囲から除外しております。また、丸中製麺(株)は、シマダヤ近畿(株)へ商号変更しております。

2) シマダヤインターナショナル(株)は、新規設立(設立日:2016年10月3日)により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

島田屋共和食品加工(協)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数

該当会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社

島田屋共和食品加工(協)

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(4) 持分法を適用しない関連会社

該当会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております）

時価のないもの……総平均法による原価法

2) たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、連結子会社のうち中野食品(株)、宮城シマダヤ(株)、中部シマダヤ(株)、埼玉シマダヤ(株)及びエス・エス・デリカ(株)の5社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～15年

その他の有形固定資産 3年～20年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- 1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2) のれんの償却に関する事項 のれんは、5年間で均等償却しております。
- 3) 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生している額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理処理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	25,466,060千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	1,074,316千円
土 地	1,599,620千円
	<hr/>
計	2,673,937千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	440,000千円
長期借入金	250,000千円
	<hr/>
計	690,000千円

なお、上記(1)の資産のうち建物及び構築物553,025千円、土地445,662千円については銀行取引に係る根抵当権（極度額350,000千円）が設定されているものですが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3項に定める、地方税法第341条第10号の土地の課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法により算出

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△454,202千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(経緯)

(株)群麺センター設置の蒸練麺生産設備については、廃棄に関する意思決定を行い、減損損失を認識しております。

(減損損失の金額)

種類	金額 (千円)
建物	923
建物附属設備	4,454
機械及び装置	80,237
工具器具備品	667
貯蔵品	1,006
その他	2,000
合計	89,289

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式

12,500,000株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式

42,100株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2016年6月23日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 311,447千円

1株当たり配当金額 25円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2017年6月9日開催の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 311,447千円

1株当たり配当金額 25円

基準日 2017年3月31日

効力発生日 2017年6月9日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	4,706,854	4,706,854	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2)	5,088,987 △82,267		
	5,006,719	5,006,719	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,033,027	1,033,027	-
(4) 支払手形及び買掛金	(273,380)	(273,380)	-
(5) 短期借入金	(809,156)	(809,156)	-
(6) 未払金	(2,403,846)	(2,403,846)	-
(7) 長期借入金	(901,569)	(899,653)	1,915

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,388円09銭

1株当たり当期純利益

110円06銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月8日

シマダヤ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石井 操 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 桐山 武志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シマダヤ株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シマダヤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査計画に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年5月17日

シマダヤ株式会社 監査役会

常勤監査役	新井 満	㊟
常勤監査役（社外監査役）	豊岡誠史	㊟
社外監査役	福田敏裕	㊟

以 上